退職資金交付業務方法書

第１章　総則

（目的）

第１条　この業務方法書は、公益財団法人私立大学退職金財団定款（以下「定款」という。）第４条第１項第１号に規定する退職資金の交付に必要な事項を定めることを目的とする。

（業務執行の基本原則）

第２条　この法人の業務は、法令、定款及びこの業務方法書の定めるところに従い、公平かつ確実な運営を期さなければならない。

（用語の意義）

第３条　この業務方法書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　維持会員　定款第 48 条に規定する学校法人をいう。

(2)　教職員　定款第４条第１項第１号に規定する教職員をいう。

(3)　退職資金　定款第４条第１項第１号に規定する退職資金をいう。

(4)　俸給月額　維持会員が退職金算定の基礎としている俸給の月額をいう。

(5)　退職金　定款第４条第１項第１号に規定する退職金をいう。

第２章　資金の管理及び運用

（資金の管理及び運用）

第４条　退職資金の交付に必要な資金は、当座の支出に充てるため、必要最小限度の額を現金または短期の預金として保有するほか、長期の銀行預金、金銭信託、貸付信託債券の購入その他の方法により、安全かつ有利に運用しなければならない。

２　前項の運用により生じた利息並びに第６条に規定する負担金のうち掛金及び特別納付金以外のものからこの法人の業務運営に必要な経費を控除した残額は、定款第４条第１項第１号に規定する退職資金交付事業に充てるものとし、他の資産と明確に区分して管理するものとする。（以下この残額を「掛金等によらない資金」という。）

３　前項の掛金等によらない資金は、計画的に蓄積し、その蓄積額の状況を踏まえ、周期的に退職資金として維持会員に交付するものとする。

第３章　標準俸給

（標準俸給）

第５条　標準俸給の等級及び月額は、教職員の俸給月額に基づき、別表第１の区分によって定める。

２　前項の規定により標準俸給を定める場合は、毎年 11 月１日現在における俸給月額によるものとし、維持会員は、別に定めるところにより、所属教職員の俸給月額をこの法人に届け出なければならない。

３　前項の俸給月額の届け出のうち、前年度の俸給月額よりも著しく高い俸給月額の教職員があるときは、同様の業務に従事し、かつ、同様の俸給月額を受ける他の教職員の俸給月額その他の事情を考慮して、理事長が適正と認めて算定する額を、当該教職員の俸給月額及び標準俸給とする。

４　前２項の規定により定められた標準俸給は、その翌年の１月から 12 月までの各月の標準俸給とし、この間の標準俸給の変更は行わない。

５　新たに登録を受けようとする教職員の標準俸給を定める場合は、教職員となった日現在における俸給月額による。

６　前項の規定により定められた標準俸給は、教職員となった日の属する月からその 12 月（11 月１日から 12 月末日までの間に教職員となった者については、翌年の 12 月）までの各月の標準俸給とし、この間の標準俸給の変更は行わない。

第４章　負担金

（負担金）

第６条　定款第 49 条の負担金は、加入金、登録料、掛金及び特別納付金とする。

（加入金）

第７条　維持会員は、１法人につき５万円及び教職員１人につき 2,000 円の加入金を、この法人に納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、理事会の議を経て、理事長は加入金を免除することができる。

２　既納の加入金は、返還しない。

（登録料）

第８条　維持会員が教職員の登録を受けようとするときは、教職員１人につき 1,000 円の登録料を、この法人に納入しなければならない。

２　既納の登録料は、返還しない。

（掛金）

第９条　維持会員は、この法人の退職資金交付に必要な掛金を、この法人に納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、理事会の議を経て、理事長は掛金の納入を一定の期間猶予することができる。

２　掛金の額は、維持会員に所属する教職員につき、各月の所定標準俸給月額の総額（同じ月内に教職員となった者または退職した者の標準俸給月額を含む。）に掛金率を乗じて得た額とし、この法人から請求のあった月の末日までに納入しなければならない。

３　掛金率は千分の 114.3 とする。ただし、当分の間、実態に即するよう、維持会員ごとに掛金率を増減することができる。

４　前項ただし書の維持会員ごとの掛金率は、別表第３に定める基本掛金率とする。ただし、令和元（2019）年度末の加入期間が 10 年以上の維持会員であって、掛金の累積額と退職資金の累積額（掛金等によらない資金による退職資金を除く。以下同じ。）の差額が著しいときは、別表第４に定める算式により基本掛金率を増減した率（以下「補正掛金率」という。）とする。

５　第 11 条第２項ただし書きの適用を受ける維持会員については、前項の「別表第３」とあるのは「別表第５」と読み替えるものとする。

６　前２項の規定にかかわらず、維持会員に特別の事情があるときは、その掛金率は、理事長が別に定めることができる。

７　維持会員は、教職員の休職または異動等により、その者の掛金の納入を一時停止しようとするとき、及び復職または異動等により、再びその者の掛金を納入しようとするときは、あらかじめ、この法人に届け出なければならない。

８　この法人は、将来にわたって財政の均衡を保つため、３年ごとに、掛金率及びその計算基礎の再検討を行うものとし、必要があると認めたときは、修正を行うものとする。

９　前項の再検討は、当該再検討を行う年から 20 年を下らない期間を財政均衡期間として、これを行うものとする。

第９条の２　削除

（滞納掛金の督促）

第 10 条　掛金を滞納している維持会員（第９条第１項ただし書により掛金の納入を一定の期間猶予されたものは除く。）に対しては期限を付して督促状を発して督促する。この場合の期限は、督促を発する日から起算して 10 日以上を経過した日でなければならない。

２　督促状に指定した期限までに掛金を納入したときは、延滞金を徴収しない。

３　前項の指定期限が過ぎても掛金が納入されないときは、その掛金に対し、私立学校教職員共済法第 30 条第３項で定める延滞金の割合で、第９条第２項の納期の翌日から掛金が納入された日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、特別の事情があるときは、理事会の議を経て、理事長は延滞金の徴収を免除することができる。

（特別納付金）

第 10 条の２　維持会員の資格を喪失する日（以下「資格喪失日」という。）において退職資金の累積額が掛金の累積額を上回る維持会員は、この法人の退職資金交付に必要な特別納付金をこの法人に納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、理事会の議を経て、理事長は特別納付金の納入を免除若しくは猶予し又は納入の分割を認めることができる。

２　特別納付金の額は、前項に規定する退職資金の累積額から同項に規定する掛金の累積額を控除した額とする。

３　特別納付金の額は、資格喪失日が属する月の掛金の納入日までに納入しなければならない。

（滞納特別納付金の督促）

第 10 条の３　特別納付金を滞納している学校法人（前条第１項ただし書により納入を猶予され又は納入の分割を認められたものは除く。）に対しては期限を付して督促状を発して督促する。この場合の期限は、督促を発する日から起算して 10 日以上を経過した日でなければならない。

２　督促状に指定した期限までに特別納付金を納入したときは、延滞金を徴収しない。

３　前項の指定期限が過ぎても特別納付金が納入されないときは、その特別納付金に対し、民法第 419 条第１項及び第 404 条で定める法定利率の割合で、前条第３項の納期の翌日から特別納付金が納入された日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

第５章　退職資金の交付

（退職資金の交付）

第 11 条　この法人は、維持会員の登録した教職員が退職（死亡を含む。以下同じ。）をした場合は、当該教職員の退職時の標準俸給月額にその在職期間に応じた交付率を乗じて得た額の退職資金を、その都度、当該教職員の所属していた維持会員に交付する。

２　前項の交付率は、別表第２に定める基準交付率とする。ただし、維持会員から申出があった場合には、別表第２の２に定める特例交付率（在職期間が 10 年未満の教職員の退職に係るものに限る。以下同じ。）又は別表第２の３に定める従前交付率とすることができる。

３　前項ただし書に規定する交付率の適用を受けようとする維持会員は、当該交付率が適用される年度の前年度の８月末までに、その旨を理事長に申し出るものとする。ただし、維持会員になろうとする学校法人が、加入後に当該交付率の適用を受けようとする場合は、加入申込書の提出の際にその旨を申し出るものとする。

４　各年度において各維持会員に交付する第１項の退職資金の合計額は、原則として理事長が別に定める額（以下「退職資金交付限度額」という。）の範囲内とする。ただし、退職資金交付限度額を超えたため交付しなかった退職資金について、翌年度以降に、当該年度の退職資金交付限度額の範囲内において交付することを妨げない。

５　前項の規定は、次の各号の一に該当する場合には適用しない。

(1)　前々年度末における当該維持会員の加入年数（１年未満の端数は切り上げる。）が 10 年未満のとき。

(2)　当該維持会員が第９条第１項ただし書きの規定により掛金の納入の猶予を受けたとき（ただし、掛金の納入の猶予を受けている期間に限る。）。

（退職資金の交付の条件等）

第 12 条　この法人の交付する退職資金は、維持会員が退職した教職員またはその遺族に支給した退職金の額が前条の規定により算出した退職資金の額を下回る場合は、維持会員の支給した退職金の額を限度とするものとする。

２　掛金を滞納している維持会員（第９条第１項ただし書により掛金の納入を一定の期間猶予されたものは除く。）に対しては、その滞納期間中は、退職資金の交付を停止する。

３　維持会員は、次の各号の一に該当する場合には、退職資金の交付を請求することができない。

(1)　退職した教職員の在職期間が１年に達しないとき。

(2)　維持会員が退職した教職員またはその遺族に対し、退職金を支給しないとき。

４　維持会員が設置する全ての私立大学等の学生の募集を停止する旨の決定をした場合等維持会員資格の喪失につながると認められる事由が発生した場合は、次の各号の一が確認されるまで、退職資金の交付はしない。

(1)　負担金の納入義務に関する確実な履行計画

(2)　当該事由が維持会員資格の喪失につながるものではないこと。

（維持会員の資格を喪失したものに対する退職資金の交付）

第 12 条の2　維持会員の資格を喪失した学校法人で資格喪失日において掛金の累積額が退職資金の累積額を上回るものに対して、掛金の累積額から退職資金の累積額を控除した額の範囲内で、第 11 条第１項、前条第１項及び第３項並びに次条から第 16 条までの規定を準用し、退職資金を交付する（以下この退職資金を「退職資金特別交付金」という。）。この場合において、その各条項に「維持会員」とあるのは「当該学校法人」と、「登録した教職員」とあるのは「資格喪失日にこの法人に登録していた教職員」と、「退職時」又は「退職した日」とあるのは「当該学校法人の資格喪失日」と、「退職資金」とあるのは「退職資金特別交付金」と読み替えるものとする。ただし、学校法人が解散（私立学校法第 50 条第１項第４号に定める場合を除く。）した場合には、理事長はその時点において掛金の累積額から退職資金の累積額（退職資金特別交付金を含む。）を控除した額を一括して交付することができる。

２　前項本文に規定する退職資金特別交付金を登録していた教職員の全てに交付した時点で、前項に規定する額に残額がある場合は、その残額は交付しない。

（在職期間の計算）

第 13 条　退職資金算定の基礎となる在職期間の計算は、同一の維持会員に所属する教職員として引き続き在職した期間による。

２　前項の在職期間の計算は、教職員となった日の属する月（この法人の事業開始以後に登録される教職員については、登録された日の属する月とする。）から退職した日の属する月までの月数による。ただし、在職期間に１年未満の端数のある場合には、その端数は切り捨てる。

３　前項の在職期間のうちこの法人に登録後に掛金の納入がなかった月があるときは、その月は在職期間に算入しない。

（退職者の届出、退職資金の交付請求）

第 14 条　維持会員は、所属教職員が退職したときは、速やかに、この法人に届け出るとともに、退職金受給者の受領を証する文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を添付して、退職資金の交付を請求するものとする。

２　退職金を年金原資として年金基金に繰り入れる維持会員は、前項の受領を証する文書とともに、年金原資に繰り入れられた額を証する退職金受給者の文書を提出しなければならない。

（退職資金の決定通知）

第 15 条　この法人は、前条の交付請求を受けたときは、直ちに退職資金の交付額を決定し、当該維持会員に通知するものとする。

第 16 条　削除

第 17 条　削除

第６章　雑則

（報告書の提出等）

第 18 条　この法人は、維持会員に対し、掛金又は退職資金に関する事項につき、その状況又は実績について報告書の提出を求めることができる。

２　維持会員は、定款第 51 条第１号の規定により維持会員の資格を失うこととなる場合は、原則として３か月前までに所定の脱退申出書を理事長に提出しなければならない。

３　維持会員は、設置する全ての私立大学等の学生の募集を停止する旨の決定をした場合等維持会員資格の喪失につながると認められる事由が発生した場合は、速やかに文書により理事長に報告しなければならない。

（文書の取扱い）

第 18 条の2　この法人は、この業務方法書に基づき維持会員から提出された文書及び情報については、適切かつ安全に管理を行うものとする。

２　前項の文書の保存期間及びその保存期間が経過したものの取扱いについては、別に定めるところによる。

（細則）
第 19 条　この業務方法書に定めるもののほか、業務方法書の施行について必要な細則は、理事会の議を経て、理事長が定める。

附　則（昭和 57 年３月 26 日第３回理事会）
（経過措置）
１　この法人の設立当初において、第７条の加入金に相当する金額を寄附した学校法人には、同条の加入金を免除するものとする。
２　この法人の事業開始にともなう経過措置として、昭和 57 年度の退職資金の交付は、昭和 57 年４月１日に登録された教職員が、その者の同年度の掛金が完納され、昭和 58 年３月１日から同年同月 31 日までの間に退職した場合に限るものとする。
（施行期日）
３　この業務方法書は、昭和 57 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 57 年 11 月 18 日第５回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第２項の規定は、昭和 57 年 11 月 18 日から施行する。

附　則（昭和 59 年９月 11 日第 11 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１及び第９条第４項別表第３の規定は、昭和60年１月１日から施行する。

附　則（昭和 60 年 10 月１日第 15 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、昭和 61 年１月１日から施行する。

附　則（昭和 61 年 10 月２日第 18 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、昭和 62 年１月１日から施行する。

附　則（昭和 62 年９月 29 日第 21 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１及び第９条第４項別表第３の規定は、昭和63年１月１日から施行する。

附　則（昭和 63 年３月 22 日第 22 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第 17 条の規定は、昭和 63 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 63 年９月 27 日第 24 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、昭和 64 年１月１日から施行する。

附　則（平成元年 10 月 18 日第 28 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、平成２年１月１日から施行する。

附　則（平成２年 10 月 18 日第 31 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、平成３年１月１日から施行する。

附　則（平成３年 10 月 16 日第 35 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、平成４年１月１日から、第９条第３項及び第９条第４項別表第３の規定は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成４年 10 月 21 日第 38 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、平成５年１月１日から施行する。

附　則（平成５年 10 月 14 日第 42 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、平成６年１月１日から施行する。

附　則（平成６年 10 月 27 日第 45 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、平成７年１月１日から、第９条第３項及び第９条第４項別表第３の規定は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年６月 28 日第 47 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、平成８年１月１日から施行する。

附　則（平成８年６月 27 日第 49 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、平成９年１月１日から施行する。

附　則（平成９年 10 月 14 日第 54 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、平成 10 年１月１日から、第６条、第９条第３項、第 10 条の２及び第 18 条第２項の規定は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年６月 27 日第 61 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第５条第１項別表第１の規定は、平成 13 年１月１日から、第９条第３項及び第９条第４項別表第３の規定は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則（平成 15 年６月 25 日第 70 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第９条第３項、第９条第４項別表第３、第９条第７項、第 10 条第３項、第 10 条の２第１項、第 14 条第３項及び第 18 条第２項の規定は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年３月 25 日第 73 回理事会）
（施行期日）
この改正業務方法書の第 11 条別表第２の規定は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年6月 23 日第 74 回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第７条第１項、第９条第１項、第９条第６項、第９条第７項（削除）、第９条の２、第 10 条、第 10 条の２、第 10 条の３、第 12 条第２項及び第 18 条第２項の規定は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則（平成 18 年3月 15 日第 77 回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第５条第１項別表第１及び第 11 条別表第２の規定は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則（平成 18 年6月 21 日第 78 回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第９条第３項及び第９条第４項別表第３の規定は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年6月 20 日第 80 回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第 11 条第２項の規定は、平成 20 年４月１日から、第 12 条の２の規定は、平成 19 年６月 21 日から施行する。

附　則（平成 20 年3月 13 日第 81 回理事会）

（施行期日）

1　この改正業務方法書の第 11 条第２項及び第３項の規定は、平成 20 年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　第 11 条第２項及び第３項の規定は、前項の施行日以降に退職した教職員に係る退職資金の交付について適用し、同施行日の前日までに退職した教職員に係る退職資金の交付については適用しない。

附　則（平成 21 年3月 12 日第 84 回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第３条第２号、第５条第２項及び第５条第３項の規定は、平成 21 年３月 13 日から、第９条第３項、第９条第４項、第９条第４項別表第３、第９条第４項別表第４、第９条第５項、第９条第６項、第９条第７項、第９条の２第３項、第９条の２第４項、第 10 条の２第１項、第 10 条の３第１項、第 12 条第３項、第 12 条第４項及び第 18 条第３項の規定は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 23 年3月9日第 91 回理事会）

（施行期日）

1　この改正業務方法書の第４条及び第９条第４項の規定は、平成 23 年４月１日から施行する。

（平成 23 年度の掛金等によらない資金の交付方法）

2　第４条第２項に規定する掛金等によらない資金の平成23年度の各維持会員への交付方法は、次によるものとする。

(1)　交付対象となる維持会員は、平成 21 年度末に加入している維持会員とする。

(2)　交付総額は、平成 21 年度末の退職資金支払準備特定資産の額とする。

(3)　各維持会員への交付額は、当該維持会員の平成 21 年度末の掛金の累積額を全維持会員の平成 21 年度末の掛金の累積額で除して得た数に前号の額を乗じて得た額の範囲内とする。

(4)　前号により交付する額は、各維持会員の平成 23 年度の退職資金交付金に優先して充当する。なお、前号の額を平成 23 年度に充当してもなお残額がある場合、その残額は平成 24 年度以降に充当する。

附　則（平成 24 年1月 19 日第 93 回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第９条の２（削除）、第 10 条の２第１項、第 12 条第４項、第 12 条の２、第 14 条第３項（削除）及び第 18 条第２項及び第３項の規定は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 6 月 13 日第 96 回理事会）

（施行期日）

1　この改正業務方法書の第 1 条から第 4 条第 2 項まで、第 6 条及び第 18 条第 2 項の規定は、公益財団法人設立登記の日（平成 25 年4月1日）から施行する。

2　この改正業務方法書の第 9 条第 3 項、第 9 条第 4 項、別表第 3 及び別表第 4 の規定は、平成 25 年4月1日から施行する。

附　則（平成 26 年 6 月 4 日第 4 回理事会）

（施行期日）

1　この改正業務方法書の第４条第３項、第９条第４項及び第８項、第 17 条（削除）並びに次項の規定は、平成 26 年6月5日から施行する。

（維持会員の退職資金の累積額に関する規定の読替え）

2　維持会員（改正前の第17条に規定する退職資金の交付を受けた者に限る。）の退職資金の累積額に関する改正後の第９条第４項の規定の適用については、同項中「掛金等によらない資金による退職資金を除く」とあるのは、「平成26年６月改正前の第17条に規定する退職資金及び掛金等によらない資金による退職資金を除く」とする。

附　則（平成 26 年 6 月 4 日第 4 回理事会）

（施行期日）

1　この改正業務方法書の第18条の２並びに次項及び附則第３項の規定は、平成26年11月１日以降の日であって、退職資金交付業務に係る電子情報処理組織のシステム開発等の状況を勘案して理事長が定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（掛金の納入期日の特例）

2　施行日から電子情報処理組織を使用する旨を理事長が別に定めるところにより申し出た維持会員に係る施行日の属する月の前々月分の掛金については、第9条第2項の規定にかかわらず、平成27年4月末日までに納入することができるものとする。

（在職期間の計算の特例）

3　前項の規定に基づいて施行日の属する月の前々月分の掛金を納入する維持会員に所属する教職員が施行日の属する月の前々月から平成27年3月までの間に退職した場合の在職期間の計算については、当該掛金の納入があったものとみなして、第13条第3項の規定を適用する。

（参考）

電子申請等の導入に伴う退職資金交付業務方法書等の一部改正の施行期日について

（平成 26 年 7 月 31 日　理事長決定）

電子申請等の導入に伴う退職資金交付業務方法書、退職資金交付業務方法書施行細則、文書取扱規程及び個人情報保護規程の一部改正（平成 26 年 6 月 4 日第 4 回理事会）の施行期日は、平成 26 年 11 月 4 日とする。

附　則（平成 27 年6月3日第7回理事会）

（施行期日等）

1　この改正業務方法書の第９条第３項から第９項まで、第 11 条及び別表第２から別表第５までの規定は、平成 28 年4月1日から施行する。ただし、附則第４項の規定は平成 27 年7月1日から、附則第５項の規定は同年９月1日から施行する。

2　改正後の業務方法書第９条第３項から第６項まで及び別表第３から別表第５までの規定は、平成 28 年４月分以降の掛金について適用し、同年３月分以前の掛金については、なお従前の例による。

3　改正後の業務方法書第 11 条第１項から第３項まで及び別表第２から別表第２の３までの規定は、平成 28 年４月１日以降に退職する教職員に係る退職資金について適用し、同年３月 31 日以前に退職する教職員に係る退職資金については、なお従前の例による。

（平成 28 年度における交付率の適用の申出）

4　平成28年度において改正後の業務方法書第11条第２項ただし書に規定する交付率の適用を受けようとする維持会員は、原則として平成 27 年８月末までに、その旨を理事長に申し出るものとし、この申出があった場合には、改正後の同条第３項の申出があったものとみなす。

5　平成 27 年９月１日以降にこの法人への加入を申請する学校法人が、平成 28 年度において改正後の業務方法書第 11 条第２項ただし書に規定する交付率の適用を受けようとする場合は、加入申込書の提出の際にその旨を申し出るものとし、この申出があった場合には、改正後の同条第３項ただし書の申出があったものとみなす。

附　則（平成 30 年６月１日第 18 回理事会）

（施行期日等）

1　この改正業務方法書の第９条第３項及び第４項並びに別表第３及び別表第４並びに次項の規定は、平成 31 年４月１日から施行する。

2　改正後の業務方法書第９条第３項及び第４項並びに別表第３及び別表第４の規定は、平成 31 年４月分以降の掛金について適用し、同年３月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附　則（令和３（2021）年２月 22 日第 26 回理事会）

（施行期日等）

1　この改正業務方法書の第９条第３項から第５項まで、別表第２、別表第２の２、別表第３、別表第４及び別表第５並びに次項から第６項までの規定は、令和３（2021）年４月１日から施行する。

2　改正後の業務方法書第９条第３項、第４項、別表第３、別表第４及び別表第５の規定は、令和４（2022）年４月１日以降の登録している教職員に係る掛金について適用し、同年３月 31 日までの登録している教職員に係る掛金については、なお従前の例による。

3　改正後の業務方法書別表第２及び別表第２の２の規定は、令和４（2022）年４月１日以降に退職する教職員に係る退職資金について適用し、同年３月 31 日以前に退職する教職員に係る退職資金については、なお従前の例による。

（経過措置）

4　令和７（2025）年３月 31 日までに退職する教職員については、維持会員の申出があった場合には、改正前の基準交付率（以下「旧基準交付率」という。）又は改正前の特例交付率に加えて在職期間が 10 年以上で退職する教職員については旧基準交付率の各該当年数に規定する率とする交付率（以下「旧特例交付率」という。）とすることができる。

5　前項の申出については、第 11 条第３項を準用する。

6　第４項の適用を受ける維持会員については、第９条第５項の規定中の「別表第５」とあるのは「附則別表」と読み替えるものとする。

附則別表
旧基準交付率又は旧特例交付率を適用する場合の基本掛金率

旧基準交付率を適用する場合	別表第３に定める基本掛金率に1.0360を乗じた率
旧特例交付率を適用する場合	別表第３に定める基本掛金率に1.0450を乗じた率

（備考）千分率表示で小数点以下１位未満は、四捨五入する。

附　則（令和４（2022）年２月 28 日第 29 回理事会決定）

（施行期日）

この改正業務方法書の第９条６項及び別表第４の規定は、令和４（2022）年４月１日から施行する。

附　則（令和６（2024）年２月 20 日第 34 回理事会）

（施行期日）

この改正業務方法書の第 14 条、第 16 条、第 18 条及び第 18 条の２の規定は、令和６（2024）年 10 月１日

以降の日であって、退職資金交付業務に係る電子情報処理組織のシステム開発等の状況を勘案して理事長が定める日から施行する。

（参考）
電子情報処理組織の更新に伴う退職資金交付業務方法書等の一部改正の施行期日について
（令和６（2024）年 10 月３日　理事長決定）
電子情報処理組織の更新に伴う次の規程の一部改正の施行期日は、令和 6（2024）年 10 月 28 日とする。
退職資金交付業務方法書　令和 6 年 2 月 20 日第 34 回理事会決定
第 14 条、第 16 条、第 18 条及び第 18 条の２の規定

別表第１
標準俸給表

等 級	標準俸給月額	俸 給 月 額
1	80,000 円	円から 84,999 円迄
2	90,000	85,000 ～ 94,999
3	100,000	95,000 ～ 104,999
4	110,000	105,000 ～ 114,999
5	120,000	115,000 ～ 124,999
6	130,000	125,000 ～ 134,999
7	140,000	135,000 ～ 144,999
8	150,000	145,000 ～ 154,999
9	160,000	155,000 ～ 164,999
10	170,000	165,000 ～ 174,999
11	180,000	175,000 ～ 184,999
12	190,000	185,000 ～ 194,999
13	200,000	195,000 ～ 204,999
14	210,000	205,000 ～ 214,999
15	220,000	215,000 ～ 224,999
16	230,000	225,000 ～ 234,999
17	240,000	235,000 ～ 244,999
18	250,000	245,000 ～ 254,999
19	260,000	255,000 ～ 264,999
20	270,000	265,000 ～ 274,999
21	280,000	275,000 ～ 284,999
22	290,000	285,000 ～ 294,999
23	300,000	295,000 ～ 304,999
24	310,000	305,000 ～ 314,999
25	320,000	315,000 ～ 324,999
26	330,000	325,000 ～ 334,999
27	340,000	335,000 ～ 344,999
28	350,000	345,000 ～ 354,999
29	360,000	355,000 ～ 364,999
30	370,000	365,000 ～ 374,999
31	380,000	375,000 ～ 384,999
32	390,000	385,000 ～ 394,999
33	400,000	395,000 ～ 404,999
34	410,000	405,000 ～ 414,999
35	420,000	415,000 ～ 424,999
36	430,000	425,000 ～ 434,999
37	440,000	435,000 ～ 444,999
38	450,000	445,000 ～ 454,999
39	460,000	455,000 ～ 464,999
40	470,000	465,000 ～ 474,999
41	480,000	475,000 ～ 484,999
42	490,000	485,000 ～ 494,999
43	500,000	495,000 ～ 504,999
44	510,000	505,000 ～ 514,999
45	520,000	515,000 ～ 524,999
46	530,000	525,000 ～ 534,999
47	540,000	535,000 ～ 544,999
48	550,000	545,000 ～ 554,999
49	560,000	555,000 ～ 564,999
50	570,000	565,000 ～ 574,999
51	580,000	575,000 ～ 584,999
52	590,000	585,000 円以上

別表第２
基準交付率表

在職期間	交付率
年	月
1	0.502
2	1.004
3	1.507
4	2.009
5	2.511
6	3.013
7	3.515
8	4.018
9	4.520
10	5.658
11	8.374
12	9.204
13	10.034
14	10.864
15	11.693
16	14.513
17	15.871
18	17.229
19	18.587
20	22.161
21	24.047
22	25.933
23	27.819
24	29.705
25	31.591
26	33.100
27	34.608
28	36.117
29	37.625
30	39.135
31	40.266
32	41.397
33	42.530
34	43.661
35	44.793
36	45.924
37	47.055
38	48.188
39	49.319
40	50.451
41	51.582
42	52.713
43 以上	53.751

別表第２の２
特例交付率表

在職期間	交付率
年	月
1	0.566
2	1.131
3	1.698
4	2.263
5	2.829
6	3.395
7	3.960
8	4.527
9	5.092

別表第２の３
従前交付率表

在職期間	交付率
年	月
1	0.6
2	1.2
3	1.8
4	2.4
5	3.0
6	3.6
7	4.2
8	4.8
9	5.4
10	6.0
11	8.88
12	9.76
13	10.64
14	11.52
15	12.4
16	15.39
17	16.83
18	18.27
19	19.71
20	23.5
21	25.5
22	27.5
23	29.5
24	31.5
25	33.5
26	35.1
27	36.7
28	38.3
29	39.9
30	41.5
31	42.7
32	43.9
33	45.1
34	46.3
35	47.5
36	48.7
37	49.9
38	51.1
39	52.3
40	53.5
41	54.7
42	55.9
43	57.1
44	58.3
45 以上	59.28

（参考）

旧基準交付率表

在職期間	交付率
年	月
1	0.522
2	1.044
3	1.566
4	2.088
5	2.61
6	3.132
7	3.654
8	4.176
9	4.698
10	5.856
11	8.667
12	9.526
13	10.385
14	11.244
15	12.102
16	15.021
17	16.426
18	17.832
19	19.237
20	22.936
21	24.888
22	26.84
23	28.792
24	30.744
25	32.696
26	34.258
27	35.819
28	37.381
29	38.942
30	40.504
31	41.675
32	42.846
33	44.018
34	45.189
35	46.36
36	47.531
37	48.702
38	49.874
39	51.045
40	52.216
41	53.387
42	54.558
43 以上	55.632

旧特例交付率表

在職期間	交付率
年	月
1	0.586
2	1.171
3	1.757
4	2.342
5	2.928
6	3.514
7	4.099
8	4.685
9	5.27
10	5.856
11	8.667
12	9.526
13	10.385
14	11.244
15	12.102
16	15.021
17	16.426
18	17.832
19	19.237
20	22.936
21	24.888
22	26.840
23	28.792
24	30.744
25	32.696
26	34.258
27	35.819
28	37.381
29	38.942
30	40.504
31	41.675
32	42.846
33	44.018
34	45.189
35	46.360
36	47.531
37	48.702
38	49.874
39	51.045
40	52.216
41	53.387
42	54.558
43 以上	55.632

別表第３
基本掛金率表（千分率表示）

平均在職年数	基本掛金率
0.0 年以上	15.1
0.5	18.2
1.0	21.2
1.5	24.3
2.0	27.3
2.5	30.3
3.0	33.5
3.5	36.5
4.0	39.6
4.5	42.6
5.0	45.7
5.5	48.8
6.0	53.2
6.5	57.5
7.0	61.8
7.5	66.3
8.0	70.6
8.5	75.0
9.0	79.3
9.5	83.8
10.0	88.1
10.5	92.5
11.0	96.8
11.5	101.3
12.0	105.6
12.5	110.0
13.0 (注)	114.3
13.5	118.6
14.0	123.0
14.5	127.3
15.0	131.8
15.5	136.1
16.0	140.5
16.5	144.8
17.0	149.3
17.5	151.5
18.0	153.7
18.5	155.9
19.0	158.2
19.5	160.4
20.0	162.6
20.5	164.8
21.0	167.2
21.5	169.4
22.0	171.5
22.5	173.7
23.0	175.9
23.5	178.3
24.0	180.5
24.5	182.7
25.0	184.9
25.5	187.2
26.0	189.4
26.5	191.6
27.0	193.8
27.5	196.1
28.0	198.4
平均在職年数が28.0年以上は0.5年を増すごとに千分の2.3を加算する。	

（注）この法人に登録されている維持会員ごとの教職員の在職年数の平均となる「13年」を第９条第３項本文に定める掛金率（以下「本則掛金率」という。）と同率にする。

別表第４
基本掛金率の減算又は加算方法

基本掛金率を減算する場合	**Ｅ＞ 3の場合** **Ａ－（Ｅ－3.00）×Ｄ×0.25**（Fが0.3以上0.5未満のときは0.30、Fが0.5以上のときは0.40） （千分率表示）（小数点以下１位未満の端数は切り捨てる。）
基本掛金率を加算する場合	**Ｅ＜ －3の場合** **Ａ＋（－Ｅ－3.00）×Ｄ** （千分率表示）（小数点以下１位未満の端数は切り捨てる。） なお、この率が令和３（2021）年度の掛金率（注１）に２を乗じて得た率を超えるときは、当該２を乗じて得た率とする。 ただし、当該２を乗じて得た率が、本則掛金率を下回る場合は、本則掛金率（上記算式により算定した率が本則掛金率を下回るときは、当該算定した率）とする。

【備考】　算式中の記号の内容（数値）は、次のとおりとし、維持会員ごとに算定するものとする。

Ａ：別表第３に定める基本掛金率（千分率表示したもの）
Ｂ：加入年度から令和元（2019）年度までの間に納入した掛金の累積額
Ｃ：加入年度から令和元（2019）年度までの間に退職した教職員に係る退職資金の累積額
ｎ：令和元（2019）年度末における維持会員の加入期間（年）（１年未満の端数は切り上げる。）
Ｄ：次の算式により算定した率（千分率表示で小数点以下１位未満の端数は切り捨てる。）

$$\frac{\text{平均退職資金額（C÷n）（注２）}}{\text{令和元（2019）年度の掛金を納入した教職員の標準俸給月額の総額}} \times \frac{1}{3}$$

Ｅ：次の算式により算定した収支差額指数（小数点以下２位未満の端数は切り捨てる。）

$$\frac{\text{掛金累積額（B）} - \text{退職資金累積額（C）}}{\text{平均退職資金額（C÷n）（注２）}}$$

Ｆ：次の算式により算定した掛金蓄積割合（小数点以下１位未満の端数は切り捨てる。）

$$\frac{\text{掛金累積額（B）} - \text{退職資金累積額（C）}}{\text{令和元（2019）年度末に登録している教職員に係る退職資金計算額（注３）}}$$

（注１）基本掛金率、補正掛金率又は第９条第６項の規定による理事長が別に定める率をいう。以下同じ。
（注２）平均退職資金額（Ｃ÷ｎ）は、１円未満の端数を切り捨てる。
（注３）「令和元(2019）年度末に登録している教職員」には、令和２(2020）年3月31日に退職した者を含まない。

別表第５
特例交付率又は従前交付率を適用する場合の基本掛金率

特例交付率を適用する場合	別表第３に定める基本掛金率に1.0090を乗じた率
従前交付率を適用する場合	別表第３に定める基本掛金率に1.0721を乗じた率

（備考）千分率表示で小数点以下１位未満は、四捨五入する。